

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付申請書					
フリガナ	エヒメ モモコ				
①氏名	愛媛 桃子				
②生年月日	昭和 平成 45年 6月 7日 満(49)歳				
③住所	〇〇市 〇〇町 〇〇-〇				
④電話番号	固定089-〇〇〇-〇〇〇〇(もしくは)携帯090-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
⑤個人番号(マイナンバー)	(分らない場合は空欄でも可) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇				
⑥公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日時(生活保護を申請中である場合を除く。)	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇				
<p>⑦次の1から6のいずれかの場合であること(1.~6.のいずれか該当する数字を○で囲んだ上、該当する方に記載)。                  ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。</p>					
1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった。					
受けていた時期		令和 年 月 月 ~令和 年 月 月			
再貸付を受けていた社会福祉協議会					
2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である。					
受けている時期		令和 年 月 月 ~令和 年 月 月			
再貸付を受けている社会福祉協議会					
3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった。					
申請した時期		令和 年 月 日 (頃)			
再貸付を申請した社会福祉協議会					
4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。					
相談した時期		令和 年 月 日 (頃)			
再貸付を相談した自立相談支援機関等					
5. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった(上記1~4の場合を除く。)					
受けていた時期(※)		緊急小口:令和 年 月 月 総合支援(初回):令和 年 月 月 ~令和 年 月 月			
緊急小口資金を受けていた社会福祉協議会					
総合支援資金(初回)を受けていた社会福祉協議会					
6. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月(緊急小口資金の場合は、借入日が属する月)である(上記1~4の場合を除く。)					
受けていた時期(※)		緊急小口:令和 3年 10月 月 総合支援(初回):令和 3年 11月 月 ~令和 4年 1月 月			
緊急小口資金を受けていた(いる)社会福祉協議会		松山市社会福祉協議会		緊急小口資金を受けた後、総合支援資金(初回貸付)の特例貸付が借入最終月の場合は、6に○をしてください。	
総合支援資金(初回)を受けていた(いる)社会福祉協議会		松山市社会福祉協議会			
※総合支援資金(初回)について、延長により3月を超えて受けていた場合は、その終期を記載。					
⑧世帯の生計を主として維持している者であること。(右欄にチェック) <input type="checkbox"/>					
⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。					
フリガナ	エヒメ モモコ	エヒメ タロウ	エヒメ サクラコ	エヒメ ウメコ	合計
氏名	愛媛 桃子	愛媛 太郎	愛媛 桜子	愛媛 梅子	
続柄	本人	子	子	子	
生年月日	昭和45年6月7日	平成19年11月5日	平成23年5月7日	平成25年7月7日	
収入(月額)	123,350円	0円	0円	0円	
預貯金等	300,000円	20,000円	10,000円	10,000円	340,000円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動ある場合は収入の確定している直近3月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付を申請します					
令和 4年 1月 〇〇日		申請日をご記入ください。		自筆でご記入 押印は不要です。	
(宛先) 松山市長		申請者氏名		愛媛 桃子	

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カナ)
〇〇〇〇	〇〇〇〇	普通 出払所	1 2 3 4 5 6 7	愛媛 桃子 (エヒメ モモコ)
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

(注 意 事 項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。